

# 新広域道路交通計画の策定 通達の構成(H30.7.18付け)

資料 1-4

	道路局長→ 都道府県知事、政令指定 市長、整備局等局長宛	道路局企画課長→ 都道府県土木担当部長、政 令指定市道路担当局長、整 備局等道路部長宛	道路局企画課経済調査室課長補佐→ 都道府県道路課長、政令指定市道路課長、整備局等担当 課長宛
依頼 内容	局長宛: 策定・報告 知事宛: 策定に努める	策定の留意事項	具体的検討の留意事項
計画の 性格等	○広域道路交通の定義 ○計画の位置づけ	○計画策定の着眼点	○ビジョンに基づき、概ね20～30年間の中長期的な視点 で検討
計画の 内容	○計画の構成項目 ・広域道路ネットワーク計画 ・交通・防災拠点計画 ・ICT交通マネジメント計画	○計画の構成項目 左記の概要	○検討の視点、報告内容等 (ネットワーク) ・主な検討の視点 ・拠点設定の基本的考え方(拠点一覧) ・ネットワーク設定の基本的考え方(イメージ図) ・主な報告内容 ※様式等は別途連絡 ・その他 -計画路線の取扱 -重要物流道路の選定 ※特車不要区間等は別途連絡 -緊急輸送道路との関係 ※別途連絡 -関係機関との連携(警察・港湾等) (拠点) ・主な検討の視点 ・主な報告内容 (マネジメント) ・主な検討の視点 ・主な報告内容
策定 手順等	○策定主体 ビジョンと同様 ○策定後、定期的に見直し	○検討体制 ビジョンと同様 ブロック間・県間調整の実施 ○策定時期等 H31.1頃 1次案とりまとめ 概ね1年目処に策定	○当面のスケジュール H30.12頃 ビジョン中間とりまとめ H31.1頃 計画(1次案) 策定 その中から重要物流道路(案)等を選定